

# 夕張市飲食店事業者支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、特に厳しい経営状況にある飲食店について、事業の継続を支援するため、市が給付金を支給します。

## 1 対象者

令和2年6月1日時点で市内に店舗を構えて、食品衛生法施行令第35条に規定する飲食店又は喫茶店を営業しており、申請時点においても営業を継続している飲食店事業者

※新型コロナウイルス感染症による影響のため臨時休業している事業者も対象とします。

※食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。

## 2 給付金額

1事業者につき一律10万円 ※1回限り

## 3 申請書類

- ① 夕張市飲食店事業者支援給付金交付申請書
- ② 食品衛生法第52条の規定による営業許可証の写し
- ③ 対象店舗の電気・水道・ガスのいずれかの直近月の利用実績が分かる書類の写し（宛名の記載のある検針票・領収書等）
- ④ 給付金の振込先を確認できる口座通帳等の写し
- ⑤ 個人事業主の場合は本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

## 4 申請方法

原則郵送によりますが、7に記載の市役所地域振興課窓口でも受け付けています。

## 5 留意事項

このチラシの記載事項は概要ですので、申請前には必ず「夕張市飲食店事業者支援給付金交付要綱」もご確認下さい。

※交付申請書や要綱等については市HP又は市役所窓口（本庁及び南支所）、夕張商工会議所で入手できます。

## 6 本事業に関する市HP

夕張市 事業者支援

🔍 検索

<https://www.city.yubari.lg.jp/gyoseijoho/sangyobusiness/shokogyo/koronasien.html>

## 7 申請書提出先・問い合わせ先

夕張市地域振興課地域振興係

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地（4階）

TEL：0123-52-3141 FAX：0123-52-1054

E-mail：[ybrkai@city.yubari.lg.jp](mailto:ybrkai@city.yubari.lg.jp)